

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 福井 せいじ

1 日時

平成 30 年 3 月 1 日（木曜日）

午前 10 時 3 分開会、午後 2 時 0 分散会

（うち休憩 午後 0 時 0 分～午後 1 時 3 分、午後 1 時 33 分～午後 1 時 38 分）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

福井せいじ委員長、千葉絢子副委員長、高橋元委員、高橋但馬委員、
菅野ひろのり委員、岩崎友一委員、中平均委員、千田美津子委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

小原担当書記、中村担当書記、山本併任書記、菊池併任書記、久慈併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

津軽石環境生活部長、高橋副部長兼環境生活企画室長、
田村環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、石田若者女性協働推進室長、
田中参事兼県民くらしの安全課総括課長、黒田環境生活企画室企画課長、
高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、小野寺環境保全課総括課長、
佐々木資源循環推進課総括課長、小笠原自然保護課総括課長、
高橋県民くらしの安全課食の安全安心課長、
後藤県民くらしの安全課県民生活安全課長、
菊池県民くらしの安全課消費生活課長、佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長、
田村廃棄物特別対策室廃棄物施設整備課長、
高田若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、
熊谷若者女性協働推進室NPO・協働課長

(2) 保健福祉部

八重樫保健福祉部長、熊谷副部長兼保健福祉企画室長、
野原副部長兼医療政策室長、菅原医務担当技監、佐野医師支援推進室長、
高橋参事兼障がい保健福祉課総括課長、中野保健福祉企画室企画課長、
藤原健康国保課総括課長、渡辺地域福祉課総括課長、近藤長寿社会課総括課長、
後藤子ども子育て支援課総括課長、福士医療政策室医務課長、

高橋医療政策室地域医療推進課長、赤坂医師支援推進室医師支援推進監

(3) 医療局

大槻医療局長、千葉医療局次長、佐野医師支援推進室長、
小原経営管理課総括課長、三田地職員課総括課長、鈴木医事企画課総括課長、
小笠原業務支援課総括課長、菊地業務支援課薬事指導監、
高橋業務支援課看護指導監、赤坂医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

議案第67号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第67号 平成29年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

イ 議案第68号 平成29年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第2号)

(3) 医療局関係審査

(議案)

議案第78号 平成29年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第2号)

9 議事の内容

○**福井せいじ委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第67号平成29年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係並びに第2条第2表繰越明許費補正中、第4款衛生費のうち環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋副部長兼環境生活企画室長** 環境生活部の補正予算について御説明申し上げます。

議案(その4)の6ページをお開き願います。議案第67号平成29年度岩手県一般会計補正予算(第6号)のうち、環境生活部の補正予算額は、3款民生費、2項県民生活費の9,340万5,000円の減額補正と、7ページに参りまして4款衛生費、2項環境衛生費の16億4,855万1,000円の減額補正、9ページに参りまして13款諸支出金、3項公営企業負担金のうち168万8,000円の減額補正であり、合わせまして17億4,364万4,000円の減額補正となり、補正後の歳出予算総額は100億9,285万円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、

事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の108ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費であります。右側説明欄の下から2事業目に記載しております、岩手県民情報交流センター管理運営費は、岩手県民情報交流センターにおける設備維持補修に係る経費が当初見込みを下回ったことなどから、所要の補正をしようとするものであります。

109ページに参りまして、2目交通安全対策費であります。交通安全指導費等の精査に伴い所要の補正をしようとするものであります。

次に、3目青少年女性対策費であります。一番下のいわて女性活躍支援事業費は、市町村等における取り組みを推進するための地域女性活躍推進事業費補助において実績がなかったことなどから、所要の補正をしようとするものであります。

次に少し飛びまして、120ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。上から5事業目の循環型地域社会形成推進事業費は、産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助の実績が想定を下回ったことなどから、所要の補正をしようとするものであります。

下から3事業目の再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金は、過年度の融資実績が確定したこと等に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次の防災拠点等再生可能エネルギー導入事業費は、過年度事業の執行残を国に返還するとともに、本年度の事業進捗に基づき、所要の補正をしようとするものであります。

121ページに参りまして、2目食品衛生指導費であります。3事業目のBSE安全安心対策事業費は、BSEスクリーニング検査に要する経費について所要の補正をしようとするものであります。

次に、3目環境衛生指導費であります。一番下の水道施設耐震化等推進事業費は、市町村等が行う水道施設の耐震化等に要する経費への補助等について、国直轄事業への振りかえ等に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

122ページに参りまして、一番下の産業廃棄物処理施設整備事業促進費は、一般財団法人クリーンいわて事業団による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に要する経費への貸付額の精査等に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、4目環境保全費であります。4事業目の環境保全費は、大気常時監視機器の更新に要する経費の確定に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

123ページに参りまして、5目自然保護費であります。一番下の自然公園施設整備事業費は、台風災害等により被災した三陸復興国立公園施設の早期復旧等を図るため、施設整備に要する経費について所要の補正をしようとするものであります。

次に、6目鳥獣保護費であります。1事業目の鳥獣行政運営費は、狩猟免許試験に係る経費等の精査に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

124 ページに参りまして、7 目環境保健研究センター費は、同センターに係る管理運営費等の精査に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案（その4）にお戻りいただきたいと思います。議案（その4）、11 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち、当部関係は、12 ページに参りまして、4 款衛生費、2 項環境衛生費の4 億3,732 万3,000 円であります。これは国等の関係機関との協議や計画の調整等に不測の日数を要したことなどから、翌年度に繰り越して実施しようとするものであります。

以上で環境生活部関係の補正予算の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**福井せいじ委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**高橋元委員** まず最初に、水道施設耐震化等推進事業費についてですが、これは国の直轄事業への振りかえという説明でございました。市町村なのか団体なのかわかりませんが、平成29年度で、この事業に取り組んでいる数はどれくらいか。

それから、今後の計画について、国の直轄事業への振りかえというのは、今後も継続されるものなのか、それとも単年度なのかということと、この直轄事業に振りかえしたことによって、県としての負担といったものはどう変わるのかの3点をまずお尋ねしたい。

○**田中参事兼県民くらしの安全課総括課長** 平成29年度における水道施設耐震化等推進事業費補助金の実施市町村数、事業体数ですが、平成29年度は9事業体が実施しております。

また、今後の計画で国への直轄は継続されるかという話でございまして、この補助金はこれまで全て国の直接の国庫補助でやってきたわけですけれども、平成28年度からその補助事業の一部が国から県を通して交付金に来て、それを市町村に補助するというスキームに変わっております。その国庫補助の一部ですけれども、簡易水道の事業の関係が、国庫補助事業とメニューが若干重複している部分でございまして、国の予算措置の状況に応じて交付金が各都道府県に配分されるものと、国庫補助金の配分額との中で、国のほうで調整して交付金事業に回すものと国庫補助事業に回すものという振り分けがこれまでできてきており、昨年度もそうでございましたけれども、平成29年度も同様でございまして、その辺の国の予算措置の状況によって、今後もどちらの補助制度にするかというのが決まってくるという事情がございまして。

また、振りかえによる県への負担ということでございまして、この補助事業は先ほど申し上げましたとおり、国からの交付金を水道事業体に、県から10分の10で補助するというスキームになっておりますので、県の負担の増減はないということでございます。

○**高橋元委員** わかりました。次に、整備に要する経費の貸付額の精査等により、所要の補正をしようとする産業廃棄物処理施設整備事業促進費についてですが、当初予算額から比べると、やや半分ぐらいになっておるのですけれども、これは端的にどういう変化があったのかということが一つ。

それから、平成 27 年度に焼却業務を停止して、平成 29 年度、平成 30 年度において、この焼却施設を解体するという計画が前にあったと思いますけれども、これについて今はどのような形で進んでいるのか。また、焼却施設のこの解体の予算規模というのはどのくらいになっているのか、この 2 点をお尋ねしたい。

○田村廃棄物施設整備課長 まず、1 点目の補正予算における減額の内訳でございますが、事業主体である一般財団法人クリーンいわて事業団に対する施設整備貸付金のうち、実施設計業務分の割合が最も大きくなっております。

具体的には防災調整池の容量変更に伴いまして、計画平米の変更検討が必要になったことを受けて、今年度完了予定であった地質調査業務などの完了が来年度となったことによるものでございます。

○佐々木資源循環推進課総括課長 続きましての御質問ですが、いわてクリーンセンターの焼却炉解体計画の進捗状況については、今年度事業に着手しまして、焼却炉の解体ですので、ダイオキシン対策などいろいろありますから、今解体する焼却炉全体を覆って解体の準備をしているところでございます。その後に焼却炉の解体は進みますが、平成 30 年度まで要すると見込んでおります。

あと予算規模でございますけれども、これはいわてクリーン事業団の事業になりますが、請負額は今のところ税込みで 5 億 7,000 万円余という内容になっております。

○高橋元委員 地質調査が平成 30 年度に繰り越しになっているということがわかりました。

それから、焼却施設に対しては、5 億 7,000 万円余の予算規模ということですが、これについて県からの支援というものは予定されているのか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 特に県からの支援というものはございません。

○福井せいじ委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○高橋元委員 今の産業廃棄物の関係で確認をしたいと思っておりますが、次期公共関

与型の処分場については計画が進行中ということで、いろいろお話も伺っております。その中で第1期の事業規模が100億円を超える大型の事業規模になってきておりまして、工事関係の中で国の交付金というか、補助金をいただくことで計画が組まれているのですが、その交付金につきましては、県が想定している交付金と、環境省のこの事業の予算規模を精査しまして、県の資金計画に若干の乖離が出てきているのではないかというふうに思われます。

今までの事業はモデル事業として、ある程度の交付金があったのですが、それは一定の役割を終えたということで、それが終わって今度は新しい事業になってきている。財務当局では、モデル事業は終わったので、できれば民間でもこの公共関与型というか、本来であれば産業廃棄物ですので、既にモデルとしてやったところを参考に、廃棄物を排出している事業者が責任を持って処理していかなければならない。ただ、国民のほうで不安ということがあって公共が関与していくというスキームになってきているというふうにも理解しています。それはそれでいいのですけれども、ただ国のほうの方針が、既に今までつくられた施設をモデルにしてやっていけば、国が補助金をそんなに多く出さなくてもやっていけるだろうという方向性があるようなので、今年度も予算規模としては余り多くの予算でなく、年間で12億円余り。その中で手を挙げるところもかなりあって、今現在沖縄県、これは平成29年度から、それから鳥取県が平成30年度から、岩手県と和歌山県も今検討しているということもありまして、12億円をこの2県とか3県とかで分けて、その交付を受けると、当初県の計画では38億円余りの国からの交付金を想定していたと思っておりますけれども、到底足りなくなるのではないかということが一つあります。

それから、廃棄物の今後の処理量がどうなるのかという想定もしなければならぬ。それらを含めて、この次期公共関与型の産業廃棄物の処理場の計画そのものをもう一回精査すべきではないかと私は個人的に感じたところでございます。それに対して、動き出しているからもう一切だめだということなのか、八幡平市にも処分場の建設予定地が決まったということで進められておりますので、問題はその規模を含めて、経営体が今のままでいいのかどうか。最近、沖縄県では株式会社という形態で官民連携、官民協働の第三セクターという位置づけで、沖縄県としても34%出資をし、知事が社長という形態やっている。今のクリーンいわて事業団においても、県の出資割合は同じくらいですので、事業団と株式会社とそれぞれ県の関与は余り変わらないのではないかと考えております。

そうした中で今後さまざまな工事費とか整備事業費に多額の費用がかかるわけで、それを県費で支援していくのかどうかということを考えたときに、民間の活力を導入して、応分の出資をいただいて、そして処分場を建設していくと。そして、運営の方式も排出業者にしっかり責任を持っていただきながら、減量化に取り組んでいただく。それが処分場の長期化にもつながってくるということだと思います。

それから、廃石こうボードについては江刺のクリーンセンターの半分ぐらいがそれだという説明を受けておりましたが、二戸市に廃石こうボードのリサイクル工場がありまして、

この間行って見てきましたけれども、まだ処理量に余裕があるということだそうです。それを考えると、例えば県南から八幡平市にそのまま持って行って処理をするというより、そのリサイクル工場に持って行って、そっちで処分してもらったほうがいい。どっちが有利なのか考えたときに、県南から運送費をいっぱいかけてクリーンセンターに、新しい処理場に持って行って処分するお金よりも、リサイクルに持っていったほうが、1トン当たりかなり安くなる可能性がある。そうすると、経営の本質的に、廃石こうボードがこれぐらいの量が来るという想定のもとに収支計画を立てているのであれば、そういう流れなんかを想定すると、経営的にもかなり厳しくなってくるのではないかと。そういう新しい動きもあります。それらを含めて一つ。

あと一つは、第2クリーンセンターの焼却施設は県境不法投棄廃棄物の処分とか処理をするために大分利用していただいたのですが、ここがいつまで稼働できるかというところを行って見てきましたが、県が想定しているような期間ではなくて、さらに20年、30年、うちのほうでは稼働できるよという話もありましたので、将来的にこの公共関与型の産業廃棄物処分場で焼却施設もつくるという計画も内在されておりますが、それらも含めてやっぱりもう少し立ちどまって、これらを精査すべきではないかと思っておりますが、その辺をどうお考えなのかお尋ねしたい。

○田村廃棄物施設整備課長 まず、交付金の件でございますが、委員御指摘のとおり、今年度12億円ほどで来年度も同規模だろうと聞いております。さらに、環境省に対して他県からも同施設の相談が来ているという話も伺っております。

本県の次期処分場につきましては、着工時期が2019年度末、あるいは2020年度になるだろうと見込んでいるのですけれども、環境省に対しましては本県が望む所要額をいただけるように、きっちり説明してまいりたいと思っております。

2点目でございます。事業主体、沖縄県の絡みでございますが、沖縄県では第三セクター方式としまして、沖縄県環境整備センター株式会社を設立して運営していくと聞いております。ただ、沖縄県では財政部門の考え方もありまして、より県負担が少ない株式会社方式を選択したとも聞いております。

本県の場合、現在奥州市で運営しております産業廃棄物管理型最終処分場の運営実績を評価いたしまして、次期最終処分場の事業主体をクリーンいわて事業団に決定させていただいたものでございます。

また、八幡平市、それから地元の住民の方々に対しましては、同事業団が事業主体となり、施設の運営に県が最後まで責任を持つということを大前提にその建設地を受け入れていただいた経緯がございますので、引き続き一般財団法人クリーンいわて事業団を事業主体として進めさせていただきたいと考えております。

それから、4番目でございます。減量化と今後の処理量の見込みでございますが、御指摘のとおり埋め立て期間が45年間と長い期間になっておりますので、産業廃棄物の排出量、それから経済状況をしっかり検討しまして、時点時点で検討していくことは当然だ

とっております。

それから、石こうボードの関係でございます。環境省におきましても、今石こうボードのリサイクルというのを盛んに研究しているという情報もございますが、石こうボード工業会の予測によりますと、今から大体 50 年後の 2068 年、この時期というのは本県の計画の第 3 期の埋め立て終了時期に大体当てはまる時期なのですが、そのころが解体系の石こうボードの排出量がピークになるという予測もございます。

また、一方で委員御指摘のとおり、リサイクルを優先すべきというのも当然でございますが、将来的にどの程度リサイクルに回るのか、排出量がふえる一方で、どの程度リサイクルされるのかというのは、現時点では読みにくいという状況でございますので、現時点では 1 次処分場の容量は計画どおりにさせていただければと思っております。

○**福井せいじ委員長** 稼働の時期の想定がずれているという質問についてもお願いします。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** いわて県北クリーン株式会社が運営する第 2 クリーンセンターというところですが、県との事業契約は平成 43 年まで P F I 事業を継続すると、行うということでの契約を結んでおりますので、そこまでは焼却業務があり、行っていたと今認識しております。

○**福井せいじ委員長** 能力的な話で、さっき委員から質問があったのは、県の想定する能力の残期間と現場の想定する処理の残期間がずれているのではないかという話だったのですけれども、その件については。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** その辺は、もともと建設後 20 年ということの P F I 事業でございましたので、時期を見ながら、事業がまだ引き続き必要であれば、継続して検討ということもできるかと思いますが、今基本的な P F I 事業は 20 年、平成 43 年までということで事業契約している状況でございます。

○**高橋元委員** 今の最後の話からいくと、おっしゃるとおり契約はそういう形で、区切りとしてそれはやむを得ないのかなという思いもありますが、その年限でペイするのかどうか、投資金が回収できるのかどうか、それが一つある。それからそこで働いている方々が 32 名いらっしゃるのですが、地元採用で若い人たちが今張り切って仕事しているのです。それらの雇用も今後継続していくことを考えれば、平成 43 年のこの契約に限らず、やはり環境基準を守りながら焼却を継続できるのであれば、これは継続してやっていく必要があるし、県としてはその間焼却施設を建設する必要もないわけですから、やはりそのことを優先して考えていくべきではないかなというのは一つの意見としてあります。

それから、廃石こうボードについては、確かに今後どんどんふえていくという統計数値も私は聞いておりますし、資料も拝見しております。ただ、国土交通省も含めてリサイクルに可能な限り回せという大号令をかけて、そのマニュアルとか、仕様書みたいなものも出しているのです。それらを考えると、今後リサイクルに回る量というのはかなりふえてくると思うし、先ほども話しましたが、江刺のクリーンセンターで処分している 1 トン

当たりの料金と、それからリサイクルに持って行って処理する料金で、ざっくり1トン当たり1万円ぐらい違うのではないかという、そんなリサイクルセンターの会社の見通しなのです。そうすると、こっちから八幡平市へ持って行ってそのまま捨てるよりも、リサイクルに持っていったほうが、運送費も吸収できるし、場合によっては料金も下がるというふうなことを想定すると、八幡平市に持ち込まれる量というのは想定よりもやや減るのではないかという、私はそういう思いがちょっとしましたので、これは慎重に再度分析して検討すべきだなというのが一つ。

それから、先ほども話しましたが、沖縄県の株式会社は県民のほうで全く県の関与がないので心配だということなのかどうかという、沖縄県の株式会社の資料を見ると、株式会社にして県が出資して、そして県知事が代表者になって、それでやることにしたというのは、やはり今課長がおっしゃったように、そういう県民の心配をクリアするために県が中心となって株式会社を設置して運営していくのだということで、地域住民の理解を得られている。だから、沖縄方式の株式会社だって、何も問題はないのです。

問題は、この時代に全面的にというか、大部分を県が出資していくということが果たしていいのかどうか。排出団体、事業者、ここもやはりそれ相応の関与をしてもらい、負担をってもらう。そのことによって排出量も低減をしていける、そういう二重三重のいい形もできるのではないかと私は思うのです。

だから、建設工事にまだ2、3年ありますので、もう一回この事業方式を精査して、沖縄県だってしっかりと県が関与していますから、果たして今の事業主体を決めてきたその現状がいいのかどうか、これをもう一回私は精査していただければいいなと思いますが、部長どう思いますか。

○福井せいじ委員長 三つですね。三つについて、部長の見解を求められています。

○津軽石環境生活部長 まず、最初の第2クリーンセンターの焼却の話に関連したお話でございます。一応現時点では、八幡平市への次期処分場への焼却施設の併設については、これも遠い将来はわかりませんが、民間の県内の焼却施設というのが、江刺にクリーンセンターができたときに比べれば、能力的にも安心安全に焼却できる施設というのはかなりふえてきておりますので、焼却部分については当面八幡平市への設置というのは、我々としては今のところ当面は考えていないわけでございまして、そういった意味では第2クリーンセンターはPFI方式で、一応の年限で収支が合うように契約上なっております。それ以後については、おっしゃるように雇用の部分もありますので、その時点でまた地域の皆様あるいは県議会の皆様の御意見も伺いながら検討していくことになろうかと思っております。有効に使うこと自体はよろしいのではないのかとは思っております。

あと、石こうボードを中心にした部分で、今後廃棄物量の動向がどうなのかというようなお話でございますけれども、確かに国でも石こうボードのリサイクルは強く推進しているわけでございまして、それ自体は廃棄物の減量化ということからいうと望ましい方向性だとは思いますが、今のところ民間の二戸市にあるリサイクル施設で、県内の全て

の石こうボードが処理できるのかどうかというのもちよっと見通せない部分もありますので、私どもとするとある程度余裕を持った形で県内の処理が安定的にできるように、処理量というのは考えていくべきではないのかと思っております。

それから、次期処分場のキャパシティーを決めるに当たっては、東日本大震災津波の経験がございまして、江刺の処分場は東日本大震災津波の震災瓦れきを急に入れなくてははいけないということがあって、処分予定の年数が3年、4年以上早まったという経緯もございまして、そういった不測の事態での対応もございまして、実際そのほかにも江刺の処分場は数年前の軽米災害の瓦れきも受け入れているというような、いわば県内の最終的な受け皿として、安心安全な形で運営する必要があるというのもございまして。

それから、東日本大震災津波の際には広域処理ということで、たしか日本全国17都道府県でしたか、方々の他の自治体に瓦れきを受け入れていただいたというような経緯もございまして、これはあってはいけないのかもしれませんが、もし万が一例えば南海トラフとかそういったものがあつた場合に、岩手県としてそのときの恩返しというか、そういったことも考えなくてははいけない。そういったもろもろの条件を踏まえた上で、当時外部の有識者の御意見もいただいた上で、スペックを決めたというようなことでもございまして。

それから、いわゆる沖縄方式との比較でもございまして。先ほど課長のほうからお話しさせていただいたと思っておりますけれども、基本的には通常の産業であれば、いわゆる民間活力の導入というのが通常の流れだと思いますけれども、殊さら廃棄物については県民の皆様安心安全に信頼を得る形で運営されるというのが大事であろうと思っております。

この点に関して経営主体を決めるに当たって、平成25年2月議会で県議会においても御意見を頂戴した経緯もございまして、株式会社方式と、PFI方式と、いわゆる第三セクター方式があるのだけれども、どういった方法がいいのかというような御質問も受けた経緯もございまして、そういった中で県民から安心されるべき方式で、県が最も関与が大きく、責任があるような形が望ましいというような御意見もありました。当時はまだ一般財団法人ではなくて、公益財団法人と言われるような中身で、そういった公益目的でつくられているクリーンいわて事業団がもともとノウハウもございましたので、経営主体として適当ではないかということで、皆様方にもお諮りした上で決定させていただいているというようなことでもございまして。

○高橋元委員 県費の圧縮というか、それらと、さまざまなリスク管理、それらも想定していくと、どういう形がいいのか。今の部長もそうですし、課長に聞いてもそうなのですが、県が関与することによって県民に安心安全を与えることができるということが大前提というふうにお話を聞いていました。

では、沖縄県ではそれはどうなのかといたら、沖縄県もここをしっかりとやっているし、あわせて県費の削減、それからリスク管理といったことを含めて当時の株式会社の形態の比較と、最近の沖縄県で始めたこの取り組みと、いろいろ時代の中で変わってきていると私は思います。例えば仮に事業団でそのままやるとしても、沖縄県でしっかりともん

だ、あるいは沖縄県が取り組んだ、こういったものを参考にさせていただいて、県費の多くの支出がなくて、今も独立しているといいますけれども経営的にも、短期の貸し付けとか長期の貸し付けなんかもやりながら事業運営しておりますので、それらを含めていい形の事業運営していただきたいという思いをしておりますので、ぜひ今後検討を加えていただきたいです。

○福井せいじ委員長 要望でよろしいですか。要望がありましたので、よろしく願います。関連ですか。

○菅野ひろのり委員 先ほどのえさしクリーンパークの施設について関連なのですが、大震災に伴って終わるのが早まってしまったという中であって、今地域の方からプールを継続してほしい、守る会というような、そういった市民活動、署名運動を含めて始まっているのですが、現状重油をたいていると聞きますが、どのぐらい費用をかけて運営をしていて、どのような状況なのか。また、今後それはいつまで続ける予定なのか。そして、とまった場合、今後県はその運営についてはどうあるべきというふうに今考えているのか伺いたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 えさしクリーンパークの運営に関してですが、まず現在重油でプール全体を温かくしています。市が運営しているわけですが、そこにはクリーンいわて事業団が運営費の2分の1を補助すると、上限額が2,400万円以内というようなことで奥州市とクリーンいわて事業団で覚書、契約をして進めているというところがあります。

こうした支援も含めましてえさしクリーンパークにつきましては、平成33年度末までの営業継続ということで、奥州市、クリーンいわて事業団、県の3者で協定、覚書を結んでいるというところがございます。

その後につきましては、現在そういう市民の活動ということもあるようですけれども、こうした協定、覚書に基づきまして、どうあるべきか、するべきかというのは考えていかなければならないと思いますが、基本的には平成33年度末までのえさしクリーンパークの営業というふうに考えております。

○菅野ひろのり委員 そういう中で考えていかなければいけないというのは、具体的にはそれは県もかかわって市町村と検討を重ねていくという考えなのか。これは市の課題であるから、もう平成34年度以降は市のほうでやってもらいたいというふうに思っているのか、その点をお聞きしたいという点の一つ。もう一点はクリーンセンターの跡地の利活用については、現段階ではどのような計画になっているのか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 平成33年度末までで営業が終わることへの市民からの継続要望への対応ですが、まずは奥州市に地域の意見を聞きながら、クリーンいわて事業団、県も一緒にそういう状況を聞きながら、どうあるべきか、するべきかというところがございますが、先ほど答弁したような協定、覚書がございますので、

そういったところを基本には考えているところでございます。

あと江刺の最終処分場の跡地利用というところでございますが、最終処分場自体の跡地は埋め立てを終了しても 10 年程度は水質管理をしていかなければなりませんので、なかなかそこを積極的な土地利用というわけにはいかないと思います。

また、産業廃棄物が埋まっていますので、建設物をつくるというようなこともなかなか難しいと思いますので、そういう制約のもと、やはり奥州市、地域の方々と一緒に、どうい跡地利用があるかというような御要望などを聞きながら、そこは決めて、考えていきたいと思っております。

○千葉絢子委員 来週から始まる予算特別委員会でなかなか聞く機会がないので、ここで来年度予算についてもお伺いしたいと思います。

私は、常々若者の活躍、それから女性の活躍の推進について、やはりイベント重視、イベントメインの施策ではいけないというふうに思って、これまでも質問をさせていただいております。

まず、若者活躍支援強化事業、それと女性活躍支援強化事業、それぞれの目的、施策の根拠となっているこれまでにについての事業評価、そこについてお伺いしたいと思います。

○高田青少年・男女共同参画課長 事業評価の根拠でございますが、事業評価の指標としましては、まず活動指標でございますけれども、若者の活躍支援につきましては、いわて若者交流ポータルサイトの掲載記事というものを指標にしております。成果指標につきましては、いわて若者交流ポータルサイトのアクセス数を評価してございまして、そのほかいわて若者交流ポータルサイトの団体登録数ということも目指す姿の指標としております。

女性の活躍支援の活動内容指標につきましては、ロールモデルの提供事業の実施回数です。ロールモデルといいますのは、企業の中でモデルとなるような、上司のお話をお聞きするような研修の実施回数ということでございます。成果指標につきましては、モデル提供事業の参加者数等を成果指標という形で決めておりますし、目指す姿については経営者研修の出席者数というようなものを指標として掲げております。

若者のこういった指標と、成果等についてのアウトプットのなものとしまして、例えば若者会議というものを平成 25 年から毎年開催しております。あとは昨年 7 月に若者会議に出た提案をもとに岩手県公会堂の地下に若者カフェというものを設置しまして、県内外から活躍をしている若者をお呼びしまして、そこでさまざまな取り組みを発表していただいて、意見交換だとか、交流などをするような取り組みなどもしてございます。

そのほか若者のアイデアに対して上限 30 万円で 10 件の助成をするというような取り組みもしてございまして、それらを総合的に評価といいますかそういったことをしましてアウトプットのものは成果として捉えているところでございます。

○福井せいじ委員長 簡潔にね。

○千葉絢子委員 さまざま取り組んでいらっしゃるし、平成 30 年度もいろいろな事業に取り組む予定だということは資料も頂戴してよく理解しているところでございます。

まな事業をするから拠点の設置という以外に、この事業をどのような未来につなげていくかということについて、私はやはり成果を出していくべきではないかと思っています。

そもそも若者の活躍支援というのは、私が理解しているのはその地域、地元に着をしてくれる若者を将来的にはふやして、社会減ゼロにきちんと近づけていこうという理念のもと、この若者活躍支援が始まったと思っています。また、女性の活躍推進法ができて、それに沿うための形として、では女性にどんな支援が必要か、働いている女性にはどんな支援が必要か、それぞれの農業、工業、いろいろな分野で活躍している方々にどのような支援が必要かというような出発点から始まっていると思うのですが、それは地元で活躍できる人材を県費によって育て、定着につなげていくという目的があると思っていますが、それで間違いはないですか。

○高田青少年・男女共同参画課長 若者の活躍支援の考え方でございますが、私どもも若者が活躍するために、例えば今若者カフェのほうで、県内外の活躍している方々のお話を聞きながら、そこで集まっていたら、来てくれる若者とのトークディスカッションといいますか、相互の意見交換を重ねております。

その中で、例えば前回ですけれども、起業を目指している学生がいらっしやいまして、そういった方々が起業された方のお話を聞いて、私も実はそういうことを考えており、そういった中でどういった課題があるのかとか、進めていく上でどういったリスクがあるのかとか、そういった御質問なども熱心にされておりました。そういったカフェミーティングというものでございますが、これは岩手県のホームページから、いわて希望チャンネルというところで過去のもはごらんいただけたらと思います。今4回実施したところですけども、意見交換を重ねながら若者を育成していくといいますか、そういった取り組みを主体としたいということで考えております。

同じく女性につきましても、女性活躍促進連携会議というものを平成26年9月に設置しまして、今年度、その連携会議をもとに各分野で5部会を設置しております。この間、その5部会の方々も集まりまして、輝く女性の交流会というものを開催しまして、その中で各女性から、企業で働く中での御苦労だとか、企業トップの意識改革が必要だという御意見などもございました。そういった御意見も踏まえながら、機会を多く設けまして、女性の活躍推進の促進に取り組んでいきたいということで考えております。

○千葉絢子委員 でも、その結果が来年度実施する、いわて女性の活躍促進に関するアンケート調査につながってくるのかと思うのですけれども、若者の活躍支援強化事業というところで見ても、例えばわいわいトークも月1回で12回程度開催なさると思うのですが、この人選とか、あとは若者会議にどなたに出てもらおうかというのは、基本的には県の協働推進室のほうで選定をなさっているのではないかと思います。

平成29年度政策評価結果等の政策等への反映状況報告書の50ページを見ますと、青少年の健全育成で若者の活躍支援の中の課題の三つ目に、若者の主体的な活動が行われている状況を捉え、この機を逸することなく若者の活躍を支援していくことが必要だと課題を

捉えていらっしゃると思います。そして若者の自主的な活動機運がさらに高まるよう、いわて若者カフェ機能の拡充など幅広い若者に対して活躍支援に取り組むというふうにあるのです。ただ、その主体的な活動というのが、この若者支援強化事業だと県庁の方が選んだ方をお招きして話を聞く動画を県庁が流し、そして県庁が設置をする若者の活動拠点で、県庁が選んだ方々によるトークセッションが行われている。これを果たして自主的というふうに捉えていいものかどうかという疑問がまずあります。

600万円という額を見ると恐らくスタッフを2人雇われるわけですよね。そうすると、この方は年にどれぐらい出番があつて、どんな仕事をするのかというのがまず疑問になります。

それと比較して女性活躍支援強化事業に関しては、女性の非常勤職員として活躍支援員を置かれます。この方は、たった1人です。この方の仕事については、事細かく業務内容があつて、活躍企業等認定制度及びイクボスの普及拡大、各広域振興局や市町村等と連携し、県内の企業や団体をこの方1人で訪問することになるのです。さらに、商工労働観光部や保健福祉部、各広域振興局と連携して、女性が活躍しやすい環境づくりや働き方改革、さらに子育て支援に関する制度や助成等の情報提供を行い、働きかけを促進していくほか、県内企業の相談に乗り助言をするという、300万円でもかなりの業務量をこの方は1人で担うのです。

それに対して若者支援事業に対するスタッフは2人で常駐して、一体どんなことをなさるのかなというのが一つ疑問としてあります。業務内容についても、600万円で2人分の報酬を払うのであれば、この女性の活躍推進員の方を上回る仕事をしていただかないことには、効果は出ないのではないかと思います。

この予算についてお聞きしましたところ、トータルで3,253万円の事業費の予算がついているのですけれども、例えば同じ若者支援事業を10年続ければ3億円になります。この3億円で一体成果をどこに結びつけていくのかという出口の部分が曖昧のまま、この若者支援事業をこのままの方向で私たちは進めていっていいのだろうかという疑念が拭えません。これについてどのようにお考えか、お聞かせください。

○福井せいじ委員長 二つですか。最初は、強化事業についての主体性と。

○千葉絢子委員 担当課は、多分おわかりになると思います。

○高田青少年・男女共同参画課長 まず1点目の若者会議についてですが、発表者だとか、そういったものは県庁の中で選んだ方ではないかということで、今後県としましても広く若者の意見を聞くようなチームといいますか、そういったものを来年度設置したいと考えておきまして、その費用は旅費だけでございます。

それで、そういったチームは広く募って、いろいろな方から意見をお聞きしながら、例えば若者会議のやり方も含めまして、あとはカフェでの取り組みについても若者のニーズをお聞きしながら進めたいと考えております。

2点目でございますが、若者カフェのほうの2名で600万円というところでございます。

これは2名を予定していきまして、1人は管理的な例えば予約を受け付けるとか、そういった方を1人常駐という形で考えております。これは当室の職員だとか臨時職員がいつも当番でいますので、それを今度は期限付職員等を雇って常駐するというようなことで1人考えております。もう1人は若者の取り組みと申しますか、そういったものをコーディネートするような方を考えております。ということでの2人ということ経費を計上させていただきます。

女性活躍推進員につきましては、子育てとワークライフ、働き方改革と同じ制度の部分もございまして、一緒に連携しながら進めていかないとなかなか女性活躍に結びつかないということもございまして。この女性活躍についてはその1人が全て企業を回って御説明するというのではなくて、子育てにつきましては広域振興局であれば保健福祉環境部の担当がおります。そういった方々、あとは商工であれば商工担当の、例えば就職支援員とかそういった方々もおります。そういった方々と連携しながら、もちろん一つの企業と一緒にいくときもございまして、情報共有し連携しながら、女性活躍の制度の説明等に上がるというような推進の役割を考えております。

○千葉絢子委員 女性活躍推進員が果たす役割に対して、やはり若者の活躍に関する若者カフェの管理運営スタッフの仕事というのは、何となく私はちょっとお気楽でいいなと思っております。自分がどっちの仕事をやりたいかと言われたら、若者のほうやりますと言ってしまうぐらい、仕事の負荷というのは全然違うと思っております。

それから、こういう若者の活躍、女性の活躍の本来の目的というのは、やはり次の時代を担う岩手の人材育成であるべきだと思うのです。例えば1級建築士の免許を取る試験は実費で100万円ぐらいかかるのではないですか。3,000万円あったら、それを支援して、若者が自分のスキルアップにつなげられたりとか、女性の就業訓練とか、そういったものにももう少し予算が割けるのではないかなというふうに私は思っております。若者と女性を何らかの形で支援しなければいけないというのであれば、若者女性協働推進室だけで考えるのではなくて、やはり保健福祉部それから商工労働観光部等、部局横断的な支援策の持ち分として環境生活部はこれぐらい出しますよというような、そういった考え方もあるのではないかと思います。でないと本当に10年間で3億円かけて一体何人が残るのか。その若者のトークセッションをして、それを聞いた何百人、何千人のうち何人起業したのかという話になってくるのです。その県費をかけて、3億円使って10年間で育成した人たちがどれぐらい県に納税をして返してくれているか、そういうところに視点を置いた若者女性活躍支援策であってほしいと私は思っております。これはまた来年度の一般質問でも取り上げさせていただきますが、何とか県の若者女性活躍支援策をそっちの方向にシフトしていただけないかというのは、これから県当局にもお考えいただきたいことですし、私も申し上げていきたいなというふうに思います。終わります。

○福井せいじ委員長 要望ですか。

○千葉絢子委員 はい。

○**福井せいじ委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。

執行部職員入れかえのため、若干お待ち願います。

では次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第 67 号平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費、第 4 款衛生費及び第 11 款災害復旧費のうち、それぞれ保健福祉部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち保健福祉部関係並びに議案第 68 号平成 29 年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**熊谷副部長兼保健福祉企画室長** 議案第 67 号のうち、保健福祉部関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 6 ページをお開き願います。議案第 67 号平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3 款民生費のうち 2 項県民生活費、次のページに参りまして、5 項災害救助費の一部を除く 6 億 2,284 万円余の減額と、4 款衛生費のうち 2 項環境衛生費を除く 38 億 6,235 万円余の減額、9 ページに参りまして、11 款災害復旧費、2 項保健福祉施設災害復旧費の 5 億 4,294 万円の減額、13 款諸支出金、2 項公営企業出資金の 157 万円余の増額、3 項公営企業負担金のうち当部所管の県立病院等事業会計負担金の 20 億 8,894 万円余の増額で、合わせて 29 億 3,762 万円余の減額補正であり、補正後の当部関係の歳出予算総額は 1,437 億 7,857 万円余となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

お手元の予算に関する説明書の 103 ページをお開き願います。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は 2 億 3,898 万円余の減額であります。補正予算の主な内容であります。説明欄の一番上、管理運営費は、職員の給与や事務費など管理運営に要する経費であり、過年度の国庫補助事業等の事業確定に伴う国庫支出金返還金等について増額しようとするものであります。

また、説明欄の上から 8 番目、生活福祉資金貸付事業推進費補助は、低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対する資金の貸し付け及び生活支援相談員の配置に要する経費であり、生活支援相談員の配置等に係る経費の実績が見込みを下回ることから、これを減額しようとするものであります。

説明欄の下から 2 番目、地域支え合い体制づくり事業費は、被災市町村が行う応急仮設住宅等における要介護高齢者や障がい者等に対する相談、生活支援に係る補助であり、応急仮設住宅の減少などにより、市町村の実績が当初見込みを下回ることから、これを減額

しようとするものであります。

次のページに参りまして、2目障がい者福祉費は2億9,294万円余の増額であります。補正予算の主な内容であります。説明欄の上から6番目、障がい者介護給付費等は、障がい福祉サービスの利用増加により、介護給付費等の所要額が当初の見込みを上回ったことなどから、これを増額しようとするものであります。

また、9事業ほど下がりまして、中ほどの障がい者支援施設等整備費補助は、社会福祉法人等が行う障がい者支援施設等の施設・設備整備に対し補助しようとするものであり、国の補正予算の対応などにより、これを増額しようとするものであります。

次に、3目老人福祉費は、8億1,688万円余の減額であります。補正予算の主な内容であります。105 ページに参りまして、説明欄の上から7番目、介護給付費等負担金は介護保険法に基づく市町村が行う介護給付及び介護予防給付に対する県負担金であり、市町村の介護給付費等の所要額が当初の見込みを下回ったことなどから、これを減額しようとするものであります。

また、10事業ほど下がりまして、中ほどの介護施設等整備事業費は、市町村等が行う介護福祉施設の整備に対し補助しようとするものであり、入札不調などにより、整備施設数が当初計画を下回ったため、これを減額しようとするものであります。

106 ページに参りまして、4目遺家族等援護費は316万円余の減額でありまして、その主なものは説明欄の一番上、戦傷病者戦没者遺家族等援護費で、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に要する経費の実績が当初見込みを下回ることから減額しようとするものであります。

次の5目国民健康保険指導費は3億3,932万円余の減額でありまして、主なものは説明欄上から2番目、国民健康保険事業安定化推進費で、高額医療費共同事業費負担金の所要額が見込みを下回ったことなどから、これを減額しようとするものであります。

107 ページに参りまして、6目婦人保護費は250万円余の減額でありまして、その主なものは説明欄一番上、婦人相談所一時保護費で、一時保護人員が当初見込みを下回ったことなどから、これを減額しようとするものであります。

次の7目社会福祉施設費は259万円余の増額でありまして、その主なものは説明欄の一番上、ふれあいランド岩手管理運営費で、ふれあいランド岩手の指定管理料について、施設修繕費が当初見込みを上回ったことなどから、指定管理者との契約に基づき、これを増額するものであります。

次に、110 ページに飛んでいただきまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、6億6,822万円余の増額であります。補正予算の主な内容であります。説明欄の上から10番目中ほどの保育対策総合支援事業費は、保育士等資格取得支援事業費補助などの所要額が見込みを下回ったことなどから、これを減額しようとするものであります。

また、説明欄の下から2番目、施設型給付費等負担金は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の運営に要する費用の一部を負担するものであり、保育士の給

与改善等に係る公定価格の見直しなどにより、これを増額しようとするものであります。

111 ページに参りまして、説明欄の一番下、児童養護施設等 I C T 化推進費補助は、児童養護施設等の職員の業務負担の軽減を図るため、国補正予算を活用し、児童養護施設等が行う業務の I C T 化に対し、新たに補助しようとするものであります。

次に、2 目児童措置費は 1 億 3,952 万円余の増額でありまして、その主なものは説明欄の一番上、児童保護措置費で、国の保護措置費単価の増額などに伴い、これを増額しようとするものであります。

3 目母子福祉費は 1 億 1,655 万円余の減額でありまして、その主なものでございますが、説明欄の上から 3 番目、児童扶養手当支給事業費で、児童扶養手当の支給実績が見込みを下回ることから、これを減額しようとするものであります。

4 目児童福祉施設費は 5 億 2,118 万円余の減額でありまして、主なものは説明欄の一番下、療育センター整備事業費で、県立療育センターの移転整備費の確定に伴い、これを減額しようとするものであります。

113 ページでございます。4 項生活保護費、1 目生活保護総務費は 704 万円余の減額でありまして、説明欄の一番上、生活保護指導費で職員給与費などの実績見込みにより、これを減額しようとするものであります。

2 目扶助費は 6,803 万円余の減額でございます。その主なものは説明欄の一番上、生活保護扶助費で、扶助費の実績が見込みを下回ることから、これを減額しようとするものであります。

115 ページに飛びまして、5 項災害救助費、1 目救助費のうち、当部所管分は 3 億 8,755 万円余の増額であります。補正予算の主な内容は、説明欄中、保健福祉部の 1 番下、償還金で、平成 28 年台風第 10 号災害及び熊本地震災害の災害救助費の確定に伴う国庫支出金返還金等について増額しようとするものであります。

117 ページに行ってくださいまして、4 款衛生費、1 項公衆衛生費、1 目公衆衛生総務費は、4 億 388 万円余の減額であります。補正予算の主な内容であります。説明欄の上から 2 番目、母子保健対策費は、周産期母子医療センター運営費補助などについて、国庫補助金の交付決定などを受けて、これを減額しようとするものであります。

また、説明欄の一番下、被災市町村保健センター再建支援事業費補助は、東日本大震災津波により被災した沿岸市町村の保健センター整備に対する補助であり、陸前高田市保健センターの事業計画の変更などに伴い、これを減額しようとするものであります。

次に、3 目予防費は 2 億 9,744 万円の減額でありまして、主なものは 118 ページに参りまして、説明欄の上から 2 番目、特定疾患対策費で、特定疾患等の医療給付が見込みを下回ったことに伴い、これを減額しようとするものであります。

次に、4 目精神保健費は 4,842 万円余の減額でありまして、主なものは説明欄の上から 5 番目、精神科救急医療体制整備事業費及び説明欄の下から 2 番目、被災地こころのケア対策事業費で、いずれも事業者の事業実績見込みが当初見込みを下回ったことから、これ

を減額しようとするものであります。

119 ページでございます。5 目高齢者保健費は 2,466 万円余の減額でありまして、主なものは説明欄の上から 2 番目、特定健康診査・保健指導事業費負担金及び次の健康増進事業費で、いずれも事業実施主体である市町村の事業の実績見込みが当初見込みを下回ったことから、これを減額するものであります。

125 ページに飛んでいただきまして、3 項保健所費、1 目保健所費は 5,390 万円余の減額でありまして、主なものは説明欄の一番上、管理運営費で、保健所運営に要する人件費、事務的経費などについて、その実績見込みにより減額しようとするものであります。

126 ページに参りまして、4 項医薬費、1 目医薬総務費は 1 億 4,353 万円余の増額でありまして、主なものは説明欄の一番上、管理運営費で、過年度の国庫補助事業等の事業費確定に伴う国庫支出金返還金等について、所要額を増額しようとするものでございます。

2 目医務費は、31 億 2,324 万円余の減額であります。補正予算の主な内容でございますが、127 ページに参りまして、まず説明欄の上から 2 番目、救急医療対策費で、高度救命救急医療等提供拠点整備費補助などにおいて、補助事業者の事業計画の変更等に伴い、事業実績が見込みを下回ったことなどから、これを減額しようとするものであります。

また、救命救急センター運営費補助は、県立大船渡病院及び県立久慈病院の救命救急センターの運営費に対する補助であり、今年度、県立病院等事業会計負担金に組み替えることとし、これを減額しようとするものであります。

128 ページに参りまして、説明欄の下から 5 番目、県立病院再建支援事業費補助及び、そこから二つ下の被災地医療従事者確保支援事業費補助は、医療局が行う被災した県立病院及び職員公舎の整備に対し補助しようとするものであり、県立高田病院の事業費の確定等に伴い、事業実績が見込みを下回りましたことなどから、これを減額しようとするものであります。

次に、3 目保健師等指導管理費は 5,161 万円余の減額でありまして、主なものは 129 ページに参りまして、説明欄の一番下、看護教員確保対策事業費で、県立看護師養成所等において看護教員養成講習への派遣人員が当初見込みを下回ったことから、これらの経費を減額しようとするものであります。

4 目薬務費は 269 万円余の減額でありまして、主なものは説明欄の一番下、薬局等健康情報拠点推進事業費で、国庫補助金の交付決定などを受けて、これを減額しようとするものであります。

次に、207 ページに飛んでいただきまして、11 款災害復旧費、2 項保健福祉施設災害復旧費、1 目社会福祉施設等災害復旧費は、5 億 4,294 万円の減額であります。説明欄の児童福祉施設災害復旧事業費補助は、被災した児童福祉施設等の施設復旧等に要する経費の一部を補助しようとするものであり、各市町村のまちづくりの進捗状況の影響等により、移転地の確保に時間を要したことなどから、今年度の事業の実施が困難となった施設について減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その４）にお戻りいただきまして、11 ページをお開き願います。第２表繰越明許費補正追加の表中、当部関係は次のページに参りまして、３款民生費 22 億 1,612 万円余及び４款衛生費 8 億 1,857 万円余のうち、２項環境衛生費を除いた 3 億 8,124 万円余でありまして、合わせて 25 億 9,737 万円余の 16 事業となっております。

繰越明許費の内容につきましては、便宜、お手元に配付しております資料で、保健福祉部関係の繰越明許費一覧により御説明申し上げます。お手元の保健福祉部関係の繰越明許費一覧をごらん願います。

３款民生費、１項社会福祉費は、社会福祉施設管理以下の４事業 19 億 7,071 万円余、３項児童福祉費は、総合福祉センター管理運営以下の６事業 2 億 4,541 万円。４款衛生費、３項保健所費は、管理運営の１事業 121 万円余、４項医薬費は、へき地医療対策費補助以下の５事業 3 億 8,003 万円余であり、いずれも事業実施に係る計画、設計に不測の日数を要したことなどから、年度内の事業完了が困難となったものであります。

次に、議案第 68 号平成 29 年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。恐縮でございます。議案（その４）にまたお戻りいただきまして、議案（その４）の 30 ページをお開き願います。30 ページから 32 ページにかけての母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ 5,000 円の増額であり、補正後の予算額は 5 億 9,702 万 2,000 円となるものであります。

以下、項目ごとに内容を申し上げますが、予算に関する説明書により説明させていただきます。恐縮でございます。お手元の予算に関する説明書の 239 ページをお開き願います。

歳入、１款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金 4 万 3,000 円の減額は、貸し付けに係る事務費が当初の見込みを下回ったことから、貸付事務費の財源としている一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

240 ページに参りまして、３款諸収入、２項預金利子、１目預金利子 4 万 8,000 円の増額は、歳計現金の利子収入が生じたことから、これを増額しようとするものであります。

241 ページに参りまして、歳出の 1 款母子父子寡婦福祉資金貸付費、１項貸付費、３目寡婦福祉資金貸付費 4 万 8,000 円の増額は、貸付金が当初の見込みを下回ったことから増額しようとするものであります。

242 ページに参りまして、２項貸付事務費、１目貸付事務費 4 万 3,000 円の減額は、貸し付けに係る事務費が当初の見込みを下回ったことから減額しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしく願います。

○福井せいじ委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○高橋元委員 何点かお尋ねしたいと思います。

まず、看護教員の確保対策事業費が減額になっているのですが、看護学校の教員とされる方が少ないということで、定数に達していないという話も聞くわけですが、現状はど

うなのか。

それから、教員になるための資格がさらに必要なのかどうかを含めて今後の見通しをお聞かせください。

○**富士医務課長** 看護師養成所の教員の関係でございますけれども、必要な看護教員の確保につきましては、准看護師養成所であったり、正看護師養成所であったり、多少違いはあるわけでございますけれども、国のガイドラインに基づきまして必要な定数が8名だったかと記憶しておりますが、県内の養成所につきましては専任看護教員の定員が確保されているところでございます。

こちらの看護師養成所については、専任看護教員という資格が必要となっております、現在本県ではそういった養成というのは、人数の関係とか受け入れ態勢の関係で研修等は行っておりませんが、例えば宮城県とかそういった近隣のところ、あるいは東京都などでこういった養成をするための研修が行われておりまして、来年度におきましてはこういったところに派遣し、専任看護教員の資格を得られますと、まさにそのガイドラインに基づく必要な看護の定数といいますか、そういったものに組み込まれるというふうな仕組みとなっているものでございます。

○**高橋元委員** 病院からは看護教員が足りないので応援に行っているとか、そういう話も看護師から聞いたりしているのですけれども、やはり定数がある以上は定数に達するような形で補っていかないと、余計なところに負担がかかってしまうということと、専門的にやらないと中途半端になる可能性もあるということを含めて、今後ともしっかりと定数というか、看護教員の資質の向上に向けて取り組みをお願いしたいと思います。

それから、高田病院の再建が確定したということでありましたが、補正前は40億5,600万円で、ここに10億6,900万円減額とかなり大きな減額なのですが、これは小さいものの積み重ねでこのくらいの減額になったのか。それとも、予定されていた大きな機器とか、そういったものを購入したのかどうか、その内情をちょっとお尋ねしたい。

あわせて児童福祉総務費の中で、保育士の給与改定、公定価格の増額ということの説明でしたが、これは魅力を持つぐらいの改定になっているのかどうかということも含めて、どういう状況なのか。

それから、国の補正予算対応としての児童養護施設のICT化ですが、ICT化を図ることによって職員の業務負担を軽減と養育の質の向上に振り向けると。これでどのくらいの時間が確保できるのかと思います、今説明を聞いておりましたが、この状況についてお聞かせください。

○**高橋地域医療推進課長** 県立高田病院につきましては、減額が大きかったのは用地の取得経費の減額と、工事費の減額が大きく、小さなものの積み重ねというよりも、その工事費と用地費の減額の幅が大きかったということでございます。

○**後藤子ども子育て支援課総括課長** まず、児童福祉総務費の保育士の給与改定の関係でございますが、例えばこれまで保育士のほうでは、園長と保育士長とその下に主任保育士

という形の二つの職種だったわけですが、その下に副主任保育士、あるいはリーダーとなる人を設けた形でキャリアアップが図られるといった形で考えているところでございます。

処遇改善の関係につきましては、例えば基本的に全員にまず2%の給与改定を行った上で、さらに先ほどのリーダーとなる方については月額5,000円、それから先ほどの副主任保育士になる方については月額4万円程度の処遇改善を行うといった形の予算を合計いたしまして、それに伴う補正を行っているところでございます。

それから、2点目の児童養護施設のICT化の関係でございますけれども、内容につきましては児童養護施設等にタブレット端末を置きまして、より情報の共有化やペーパーレス化を図るといったようなことです。例えば書類を書くというよりは、その際にタブレットを使って入力するようなことができるという形になっておりまして、そういった業務負担の軽減を図るといった形になっておりますが、その関係によってどのくらい事務負担が軽減されるか、例えば時間量がどのくらい減るかといったようなことについては実際に行ってみないとなかなかわかりづらいところはございます。ただ各職員にとってそういった事務負担が軽減になるということで、各施設のほうでも導入したいという希望があって、今回補正しようとするものでございます。

○高橋元委員 わかりました。保育士の処遇改善が図られて、保育士がどんどんふえてくれればいいなと思ってお伺いしました。

それと、老人福祉費の説明の中に、整備施設数が当初計画を下回ったと。その理由で入札不調という御説明があったように思いましたが、これは工事費そのものの代金が少ないのか、それとも建設会社がなかなか手を上げないのか。いろいろな施設については今かなりの需要があって、一刻も早く建設してほしいなど、そういう思いも思いまされども、その辺はどうなっているのか。

○近藤長寿社会課総括課長 福祉施設に対する取り下げの関係でございますけれども、それぞれいろいろ事情があるわけですが、一つには工事費が高騰しているとか、工事関係者の人手不足であるとか、あるいは場合によっては介護職員の確保の見通しがなかなか厳しいので、ちょっと先送りにするといったようなお話なども聞いておりますが、一律の理由があるということではないと聞いております。

○高橋元委員 そういう際には、何かしらの県としての指導でもないのですけれども、助言とか、そういったものはあるのでしょうか。

○近藤長寿社会課総括課長 いずれ介護人材不足等を理由とするケースについては、早期の段階では介護職員の確保をするように助言等を行っておりますし、来年度当初予算の話になるので、また後の御議論をいただくことになるかと思いますが、施設整備に関する補助金を少し増額しようというようなことで、平成30年度当初予算案に計上することとしております。

○岩崎友一委員 高橋元委員からもありましたけれども、児童総務福祉費の関係で保育士

の給料の関係は国の補正と連動しているのかどうか。あと次の児童養護施設のICT化はとりあえず国の補正で予算がついて、今回初めて業務改善とか、トライしてみようかというものなのかどうかというのが2点目です。

まとめて聞きますけれども、3点目が繰越明許費の関係で、衛生費の被災地医療施設復興支援事業費補助ということで1億円あるのですけれども、今の被災地の被災した医療機関の復旧状況と、この補助がどういった理由で繰り越しされているのかというのが3点目。

それと4点目が、予算に関する説明書の126ページの下7、医務費の部分で128ページなのですが、漠然と思うのですけれども、医師や看護師の確保対策というのは県としても重要施策の一つであると思うのですが、こうやって見ていくともう減額補正がすごいですよね。ほぼ減額補正ということで、大事な分野なので、予算をしっかりとつけたけれども、進まなかったという解釈でいいのか。こういった中で、もしかしたら県でもうちょっと努力する必要があるのではないかなとも思ってしまうのですが、これだけの減額補正が生じている状況をどのように捉えているか。これは部長にお聞きをしたいと思います。以上4点です。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 2点お尋ねがございましたが、まず最初の保育士の処遇改善の関係でございますけれども、これは国のほうでは平成29年度当初予算で措置をしているものでございましたが、最初、国のほうから状況を聞きました際に、例えば幾ら上がるということだけ聞いておったわけでございますが、それをどの程度の方を対象にするといった詳細が不明だったこともありまして、県のほうでは当初予算化を見送って2月補正で整備をするというような形で進めておったものでございます。実際にその中でいろいろな内容がわかってまいりましたので、保育士ではそういった形で、既に処遇改善がなされている状況になっております。ただ予算につきましては今回の2月補正で、その分を予算に計上したという形になっております。

次の児童養護施設のICT化の関係でございますが、これは先ほどの関係に若干追加しますと、職員数に応じて1人1台程度タブレットを配付するという形にしまして業務の効率化を図るものでございます。今回国の平成29年度の補正予算で計上されたものでございまして、これに伴って今回2月補正に計上いたしますが、なかなか期間もないものですから、明許繰越ということで、来年度にそういった形で計上する形にしたところでございます。

○福井せいじ委員長 次は、被災地医療。

○岩崎友一委員 被災地の医療と復旧状況と。

○八重樫保健福祉部長 減額補正の額のお尋ねでありましたけれども、医師の確保対策、看護師確保対策、重点的に取り組んでおりますけれども、修学資金の貸付金等、それぞれ減額となっております。地域枠の養成医師修学金等についても55名分までとっておるのですけれども、そこが四十数名というようなところもありますし、看護師の貸付金についても110名の枠ということで、そこに満杯とならない分については翌年度に繰り越しをもち

ろんしております。それと看護師等については沿岸枠というところもありますので、その取り組みをさらに30年度には強化をして、医師、看護師の確保対策につなげていくというふうな考え方でございます。

○**福士医務課長** 被災地の医療機関の復旧状況等でございますけれども、震災前は沿岸部に240の病院、診療所があったわけですが、全壊、大規模半壊、一部損壊も含めまして60の医療機関が被災したところでございまして、再開を断念あるいは管理者の方がお亡くなりになるとか、そういったことで23の診療所が廃止となったというふうな状況でございます。

これまで県のほうでは仮設診療所の建設とか、あるいは仮設から本設への移設というふうな形で支援を行っておりまして、仮設から本設への移行を目指しているのが現在医科診療所で二つ、歯科診療所で三つございます。

今回繰り越し等になったわけでございますけれども、これらの理由につきましては、まちづくりの部分で一部進まないところもございまして、診療所の先生方は将来を見据えてそこで医療を行っていくわけでございますので、そういったところを見きわめているような状況があるというふうに伺っているところでございます。来年度に医科診療所で1施設、歯科診療所で2施設、あとは当初予算でも30年度以降に開設を予定しているところが医科で1施設、歯科で1施設を想定していると。残り5施設がまだ再検討中というふうなところでございます。

いずれ県におきましても、地域医療再生基金等を活用して、期限内に、復興計画期間内での再建を目指して支援に取り組んでまいります。

○**岩崎友一委員** 1点だけ。ちょっと私の質問がわかりづらかったので、部長の答弁の部分で、予算に関する説明書の医務費の説明欄を見ていくと、129ページにかけて減額補正が物すごく多いではないですか。この点で理由というか、それぞれあるのでしょうかけれども、力を入れている分野の割に減額がちょっと多いと思ってしまう部分もありまして、その辺をちょっと御説明いただければと思います。

○**野原副部長兼医療政策室長** 医療関係に関しましては、県民の関心も高く、また県政にとっても重要な課題でございまして、我々は毎年さまざまな予算を計上させていただきまして、その適切な執行に努めているところでございます。

しかしながら、先ほど部長からも御説明させていただいたとおり、地域枠に関しましては55名医学部に入学した方に貸し付けるということもございまして、これは多分全国で一番予算をかけている県だと思うのですが、貸付者が四十数名ということで、まだ55名フルに至っていないようなこと。また、医療機関への補助というのが結構多いのですが、例えば岩手医科大学への支援、昨年9月に補正でお認めいただきましたけれども、3カ年かけて移転計画の補助をすると。その年度年度の執行状況に応じて補助金を補正させていただいておりまして、そのベストシナリオで建設が進むという形で我々予算計上させていただいておりますけれども、その年度途中でさまざまな要因で進捗が当初よりは若

干おかれて、その部分で減額させていただいていると、そういったものが積み重なって、こういった額となっているというものでございます。

○岩崎友一委員 それぞれ要因があると思うのですけれども、ハードもソフトも両方あると思うのですけれども、やはり県民の関心も高いし、県としてもそのとおり重要な課題なので、少しでも減額を減らすというか、事業をしっかりと執行していただいて成果につなげていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○千田美津子委員 私も3点お聞きしたいと思います。

一つは、予算に関する説明書の103ページの生活福祉金貸付事業について、御説明では見込みを下回ったということですが、私たちにはこういう資金を借りたいという声があるのですけれども、なぜこういう見込みを下回った状況があるのか。どのように見ていらっしゃるか。それから、最近の傾向についてちょっとお聞きをしたいと思います。

2点目は、障がい者介護給付費等の部分でありますけれども、利用増加ということで3億7,900万円の増額補正になっているわけですが、これについては利用しやすくなったのか、それともそういう方々がふえて、それから対象枠が広がったというのがあると思います。それについて御説明をいただきたいと思います。

3点目は、先ほども質問があったのですけれども、介護施設の整備事業費で、入札不調ということはわかりました。ただ、これは介護事業計画に位置づけられた事業でありますので、そして新たな計画がこれからつくられることになるので、これは大変なことだと。この中身は何カ所だったのか、何施設がそういうことになったのか。それから、被災地に限っているのか、それともそうでないのか、その点をお聞きしたいと思います。

○渡辺地域福祉課総括課長 生活福祉資金貸付事業推進費補助の関係でございますけれども、この多くの減額となった理由は、今委員から御質問のあった生活福祉資金自体の関係ではございません。この中に被災地に配置しております生活支援相談員が入っております。春先にはその生活支援相談員の単価を見込んで積んであるのですが、それが実際雇用してみても単価の差と現在沿岸被災地において雇用状況がかなりよくなってきているということもございまして、なかなか確保できないことからの欠員が発生しております。その関係での減額が大きな理由となっております。

先ほど御心配されていた生活福祉資金自体の事務につきましても、比較的順調に職員も確保されておりますし、事務費も確保している状況でございます。資金の貸し付けについては、委員御指摘のとおり、生活困窮者の生活を支える上で大変重要な貸し付けになっておりまして、当県の特徴といたしまして社会福祉協議会に相談員を配置して、断ることなく、その相談に見えられた方の話を聞いて、貸し付け、あるいは償還までしっかりと相談に乗るということをやっております。したがって、他県に比較してでございますけれども、貸し付けの状況ですとか償還の状況、これは好ましい状況にあると思っております。

○高橋参事兼障がい保健福祉課総括課長 障がい者介護給付費等についてでございますけれども、この事業は市町村が支弁する介護給付費等々について県が一部負担しているも

のでございますけれども、増額の主な要因といたしましては生活介護とか、あるいは就労継続支援の事業等について市町村が支弁する、給付する額が、例えば生活介護であれば当初の見込みより県負担金ベースで9,000万円ほど多い、就労継続支援については県負担ベースで7,000万円ほど多くなってきておりまして、利用者もそれに従って、従前と比べて、こういった訪問系のサービスであるとか、あるいは就労系のサービスの利用者が増加しているという状況でございます。これは、障がい者そのものがふえているというよりは、事業所が出てきたり、あるいはサービスの計画をするほうの精度が上がってきたことによって利用がふえているものというふうに認識しております。

○近藤長寿社会課総括課長 介護施設の整備の関係でございますけれども、繰越明許費については13施設ほど繰り越しが生じておりまして、繰り越しですので、開設日がおくれてしまうわけですが、まず来年度には確実にと。

それから、取り下げがあった事業ですが、13件ほど生じておりまして、公募不調が8件、事業者都合、資金難などということですが、これが4件、それから復興工事関係で道路改良工事がぶつかってしまって、延期せざるを得なくなったというのが1件ございました。

それぞれその後また計画の練り直しなどをしていただいて、何件かはまたできるという状態になったので、30年度の当初予算のほうに計上したのもございますし、30年度当初に計上はちょっとできないと、引き続き検討するというような状況でやっていただいているところもありまして、それらはもちろん次期の市町村の介護保険事業計画等でも重要であると見込んでいます。

○福井せいじ委員長 被災地。

○近藤長寿社会課総括課長 被災地に偏っているのではないのかということですが、これについては全県的にも特に偏りということとは。

○千田美津子委員 生活福祉金については了解しました。

それから、障がい者の部分では、いわば事業者がふえて利用しやすくなったということで、障がい者の方々にとっても非常にいいわけで、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

最後の部分なのでございますけれども、取り下げたということで、いろんな事情があると思うのですけれども、そういう市町村のさまざまな審議を経て計画が盛られているわけなので、被災地であれば工事費がすごく高くなっているという部分はあるのですけれども、被災地に偏ったことではないということで、そうすると被災地も含めて県内どこも、見込みよりも相当工事費が高くなっているという理解でよろしいのでしょうか。

それから、もう一つ、介護士がなかなか確保できないという理由も多分あると思うのですが、そういうところはどのくらい、事業者の都合の4件に入るのかどうか、その点をもう一度お聞きします。

○近藤長寿社会課総括課長 取り下げの理由が県内全域に至っているということで、確かに工事費のこと、あるいはいろいろ建設のほうの従業員あるいは資材等の確保が難しくて、

上がっているというふうなお話は聞いておりますが、具体的に幾らというのはいちよつと手元にはないのですが、そういうふうなこともありまして、先ほど申し上げましたとおりではありますけれども、施設整備の補助金の単価なども検討しているところでございます。

それから、人材不足を理由としたものがその事業者都合の4件に入るのかということでございますが、これも事業者都合の4件の中に入っております。

○福井せいじ委員長 そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○福井せいじ委員長 それでは、再開いたします。

昼食後ではございますけれども、この際、保健福祉部関係で何かありませんか。

○千葉絢子委員 質問させていただきます。

来年度予算についてお伺いしたいと思います。社会的養護自立支援事業についてですけれども、今回新規で3,600万円ついております。なぜこれ急に出てきたのか。しかも額も3,600万円ということで、この予算要求の理由についてちょっと教えていただきたいと思っております。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 社会的養護自立支援事業と申しますのは、里親への委託ですとか、あるいは児童養護施設等の入所措置を受けていた児童で、18歳到達によって措置解除された方に対して支援を行うというものでありますけれども、施設を退所後は就職あるいは専門学校等へ進学する方が大半ではございますが、虐待を受けていた場合等で支援が得られない場合ということが多くて、特にひとり暮らしや社員寮等で生活している方については生活環境の変化ですとか、あるいは就業への対応等々で離職や中退等のリスク等がこれまでも確認できているところでございまして、こういった方への支援を強化する必要があるということで、今回予算措置をしたところでございます。

○千葉絢子委員 今までは18歳と、それから里親の場合20歳になるまではその施設、里

親のもとで養育されていたものが、次の日からもうばちんと自立しなさいというような形で、今まで措置されていたということなのですが、その場合例えば高校とかに在学をしていたり、そこの施設、里親の家をベースにしていた子供たちというのは、その措置が終わった次の日からはどういうような生活を今までしていたのでしょうか。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 基本的に里親への委託、あるいは入所施設から退所した場合には、基本的には就職あるいは進学という形になりますので、就職先に行って、例えば寮等を用意している場合もございますし、その就職先等の近くのアパート、そういったものを借りてそちらのほうから就職先なりに通う形になるわけでございますが、そこでひとり暮らしをする、あるいは寮等の場合であれば仲間と一緒に住んでいる場合もございますが、ひとり暮らしするような形で就職あるいは進学する方が大半です。

○千葉絢子委員 その場合、在学している子供たちというものは、例えば友達と一緒に住む場合などであっても、やっぱり家賃というのは発生してくると思うのですが、そういう家賃はどのようにして捻出をしているのかなというのがすごく疑問なのですが、その施設を退所した在学中の子供たちに対してはどういった形で生活資金は渡っているのでしょうか。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 基本的に今の子供たち、例えば里親へ委託をしていた子供が学校を退学した場合ということでしょうか。

○千葉絢子委員 施設入所、施設から学校に通っていた子。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 例えば高校を退学した場合でありますけれども、基本的には18歳になるまでの間はその施設等にいることができます。あるいは里親等に委託を継続することができますので、その間はその施設の中にいるという状況になります。

○千葉絢子委員 そうすると、今回その予算措置をすることになりましたけれども、それまでもそういった卒業するまでという猶予期間みたいなものは設けて対応していたという形になるわけですか。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 基本的には児童養護施設というのは、入所あるいは里親等への委託等については、高校に入っていることが条件になっているわけではございませんので、基本的にはその施設にそのまま継続して入所することは可能です。

○千葉絢子委員 今回この予算措置の中身を見てみると、委託事業により支援コーディネーター、それから生活相談支援員という方を配置するとありますけれども、予算の中にはこの方々の報酬も含まれてくるものだと思います。この予算の給付対象になるのは恐らく施設もしくは里親という形になって、これから自立をしていくための子供たちのために使われるというような意味合いではないように感じるのですが、名称が果たして自立支援事業というのが本当に正しいのかどうかというところで誤解を生まないかお尋ねします。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 この事業の事業内容でございますけれども、社会的自立支援事業におきましては、先ほど申し上げた里親への委託金、あるいは施設入所を解除された子供たちに対しまして支援コーディネーターという職員を置きまして、その支援

コーディネーターが継続支援計画を策定して、18歳となった後も施設に引き続き居住することができるように住居費や生活費の支援を行い、生活環境の激変緩和を図るとというのが第1点でございます。その後生活支援相談員が将来への不安や交友関係など、生活上の問題について相談対応することによって、中途退学ですとか、あるいは離職防止、こういったものを図り、さらには短大等卒業時の就職支援等も行うというような事業でございまして、基本的にはその施設にそのままいることができるような、そういう仕組みになっております。

○千葉絢子委員 支給対象はそういう施設もしくは里親になるわけですね。こういう制度の場合、例えば里親に対する、また施設に対する給付金というのは、その後の自立する子供たちの手には渡らないというのが一つ問題になるケースもあります。これは震災遺児、孤児に対してのお金も、実際養育の際に子供たちに渡らなくて、その里親が全部持っていたというようなことも被災地の中では問題視されたこととして記憶をしています。私は震災を理由に親を亡くした子供と、あと親の都合により養育されない子供、これは押しなべて親のいない子というふうにくくれるのではないかなと思っておりまして、片方にはいわての学び希望基金で大学院まで給付金が拡充されます。その一方で毎年30人未満ぐらいの養護施設から巣立っていく子供たちのためには、自立のためにお金を貸し付ける制度があります。ただ、これ昨年度実績はゼロでした。その件でちょっとお伺いしたことがあって、お金をもらうのと貸し付けて返さなければいけないということでは、将来に自分が持ってしまう負荷というか、負債というかを一方には与え、一方には手当てをし、同じように親のない子たちを世の中に出していいのかという疑問が私一つあるのです。そういう状況で世の中に出ていった子供たちこそ、親がいないからこそ身を立てて生活をしていかなければいけない、納税者になっていかなければいけないけれども、その貸し付けの条件が、施設退所後その貸付金をもらった場合は5年間就業しなければいけないという規則があって、その5年というハードルが高いのだという以前説明を受けたと思うのですけれども、やっぱり働いて納税者になっていただかなければいけない。子供たちも親がいない分、きちんと自分で身を立てて家庭を持って納税者になっていかなければいけないということを考えると、これは施設、それから里親に対しても必要ですけれども、自立をするときに幾らかの生活支援金として、自立するための引っ越しの費用でも、家財道具を買うお金でも、また大学に進学する場合に一時金、入学金に関しての支援というのも考えていくべきではないかなと思います。3,600万円は確かに施設、里親に対して必要かもしれませんが、これまで予算はついていなくてもそういう措置がされていたということであれば、やはり支援というのをそっちのほうに拡充していく、本当に必要としている自立のための資金というのも考えていかなければいけないのではないかなと思います。そのあたりについてのお考えをお聞かせください。

○後藤子ども子育て支援課総括課長 今回新規事業としております社会的養護自立支援事業の関係でございまして、先ほど申し上げましたとおり、これまで18歳まではそういっ

た里親に委託あるいは施設入所への措置というのが可能だったわけでございますけれども、その場合 18 歳になると施設を出る、あるいは里親宅から出るということが基本だったわけです。本来であれば退所しなければならないわけですが、それを 22 歳までいられるような形にして、その生活費については施設のほうに給付をしますよということで、22 歳になるまではその施設にいたることができるといった事業でございます。基本的に里親も同様でございますけれども 18 歳から 22 歳になるまでの間に就職支援ですとか、施設あるいは里親宅にいたることによって生活面が安定するわけでございますので、生活を安定させながら、例えば就職であれば仕事を覚えるですとか、そういった就業を考えていただく。生活部分をまず安定させてから、就職なり仕事なり学業なりに集中できるようにしていこうということで、今まで 18 歳だったものが 22 歳までその施設にいられることを可能にするという、そういった事業でございますので、その分の生活費については里親ですとか、あるいは施設のほうにこちらのほうで事業費という形でお渡しをするという事業でございます。ですので、これまでの 18 歳、まさに高校を卒業したばかりではなく、それから何年間か猶予を置いて、あるいはその間にいろいろ個人的な成長もあるかと思ひますし、そういったものを促しながら子供の自立を促す、そういった形で考えている事業でございます。

○千田美津子委員 2 点お聞きをします。

まず一つは、高齢者福祉の部分で介護保険についてお聞きをしたいと思ひます。今第 7 期の介護保険事業計画の策定に市町村が頑張っているわけですが、住民の心配は、サービスは利用したいけれども、介護保険料が天井知らずに上がっていくのではないかとことです。私の住んでいる奥州市では 6,000 円引き上げることが報道されて非常に驚いているわけですが、県内市町村の第 7 期の介護保険料がどのような見通しになっているのか、まず現状についてお聞きをしたいと思ひます。

○近藤長寿社会課総括課長 第 7 期の介護保険料の現在の推計ということでございますけれども、平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする第 7 期の介護保険事業計画期間中の介護保険料ですが、現在各市町村等保険者において最終調整中でありまして、1 月末時点の推計ということになります。県平均では 5,979 円と聞いております。現在第 6 期の計画期間中の保険料の平均が 5,577 円、これは全国平均とほぼ同水準になりますけれども、これと比較しますと月額で 402 円、7.2%の増額が見込まれているところでございます。

○千田美津子委員 介護保険料は、サービス基盤が、特に施設の設備等がどれだけ広がるか、それによって非常に異なるわけですが、例えば奥州市はさっき言ったように月額 500 円上がると、隣の金ヶ崎町は 2,400 円下がるのだったかな。それで自治体は違うわけですが、なぜこんなに差が出るのだと住民の声がそのような状況になっています。私は必要なサービス、基盤の整備は一定程度必要だとは思ひます。ただ、さっき言ったように天井知らずに上がっていく今の介護保険の制度設計そのものにやっぱり大きな問題があるというふうに思ひます。それにプラス、自立した方々を介護保険から外すということ

がどんどん行われているわけなので、本当に自立ができる人たちだったらいいのですけれども、今まで介護保険の中でいろいろサービスを利用できたために軽度というか、頑張っ
て自立していた方々が、今度は市町村ごとの総合事業に移行して、これから市町村の差が
ますます出ていくのではないかなというふうにもちょっと懸念しております。

ですから、やはりどこに住んでいてもひとしく必要なサービスが得られるようにという
のが介護保険の本来の姿だと思うのです。そういった意味で制度設計そのものを私は改正
していかなければならないと思うのですが、県として何かそういう市町村のアンバランス
があるところに支援するとすればどのようなことが考えられるか、その点をお聞きしたい
と思います。

○近藤長寿社会課総括課長 介護保険料は市町村間の金額差等が生じている状況であり
ますけれども、やはり委員からも御指摘のありましたとおり……

○福井せいじ委員長 声を大きく。

○近藤長寿社会課総括課長（続） 介護サービス基盤の違いでありますとか、高齢化率の
進み具合等々がいろいろ絡み合っておりますので、できるだけ近い金額にあったほうがよ
り望ましいとは思われますけれども、どうしても一定程度の差が出てくるのはやむを得な
いところもあるのかなという気もしております。それに対する支援ということでもあります
けれども、県として直接保険料の高いところに何か補填してあげるとことはなかなか
難しいわけでもありますけれども、保険財政の厳しい市町村等に対しては、県のほうで基金
を持ってまして、交付であるとか貸し付けであるとかという方法で介護保険財政が適正
に運営されるように支援はしているところであります。また県としても介護給付金の増大
に伴って、現行の枠組みでは被保険者の負担が増加し、また利用者の負担もふえるとい
うような状況でありますので、市町村等の介護保険財政を圧迫するということは懸念して
いるところでありますので、国に対して被保険者の負担が新たに生じないように、保険料の
上昇抑制のための支援策を講じるように、また公費負担割合の見直しの検討を行うよう
に要望活動を行っているところでございます。

○千田美津子委員 元気な老人、元気な高齢者がふえることが一番大事かと。そういった
意味からすれば、自立ではなくて、現行の部分のいろいろな施策が、保健活動を含めても
っともっと充実していくことが大事だなというふうに思います。

それで、介護保険で言えば特別養護老人ホームの待機者については今どのような数字と
なっているか、それが一つです。

それから、自立支援の方々の総合事業への移行が去年の4月からなされたわけですが
けれども、それらについてはうまく移行になっているのかどうか、わかる範囲内でお知らせを
いただきたいと思います。

○近藤長寿社会課総括課長 特別養護老人ホームの待機者の状況でありますけれども、平
成29年4月1日時点ではありますが、特別養護老人ホームへの入所申し込みをしている方で、
在宅の待機者の中でおおむね1年程度以内に入所が必要であろうと認められている方の人

数は985人ということでございました。それから、平成29年度から要支援認定を受けている方々は、従来の介護保険から市町村の総合事業のほうに移っていくわけでありませうけれども、要支援の方々の通所介護も含むということになります。これらについては全ての市町村で介護保険でやってきた時代と同等のサービスを提供している状況でありますので、総合事業に移行したことをもってサービスが受けられなくなったという話はないと思っております。ただ、総合事業の中では、プラスアルファでさまざまな主体がさまざまなサービスをつくり上げて、地域での要支援の方々への支援を充実していくというのが一つの目的となっています。そこら辺の新しいサービスの創出ということで、少し各市町村とも悩んでいるところがあるという話は聞いておりますので、県としてもいろいろ先進事例の紹介などをして支援していきたいと思っております。

○千田美津子委員 特別養護老人ホームの待機者985人ということなのですが、これはひとり暮らしで本当にすぐにでも入所させなければならないという方々の数字です。市町村でそういうふうに条件を狭めて待機者を把握するような状況になっているので、その点ちょっと確認をしたいと思います。

施設をどんどんつくと介護保険料に即響くということもありますので、待機者が少ないように見せるというのは実際のところなのかもしれませんが、現状でどれだけの方が施設の入所が必要かという実態をきちんとつかむことが必要ではないかなと思っておりますので、その点一つ確認をしたいと思います。

○近藤長寿社会課総括課長 待機者の入所の必要性の緊急度でございますけれども、先ほども冒頭で申し上げましたとおり、今々、きょうあすにという方も中にはいらっしゃると思いますが、先ほど申し上げた985名の方というのはおおむね1年以内程度に入所が必要になるであろうと見込まれている方々ということでもあります。

入所待機者の状況については、ここ数年大体900人前後程度で推移しておりますので、狭めているというところはないのではないかとと思っておりますが、いずれ本人の要介護度はもちろんでありますけれども、家族の介護力の問題等々も含めて総合的に判断して、施設に待機者を配置するようにしていきます。

○千田美津子委員 まず、わかりましたとは言えないですけれども、引き続きの取り組みをお願いします。

もう一点ですが、(仮称)地域医療基本法を岩手県が提案をしているわけですが、いろいろ開きますと知事が先頭を切って、例えば去年であれば全国知事会でプレゼンしたというアピールはされているのですけれども、医師確保等々の現状を見れば、本当にこの法律をつくる手だてを私はもっと進める必要があると思うのです。でないと、医者が本当に確保できない。十数年たてば必要な数は得られるかもしれないというのでは遅過ぎるので、(仮称)地域医療基本法を本当に成立させる気持ちがあるのだと思っておりますけれども、その姿勢がちょっと見られないので、現状で行政としてどのような取り組みでやろうとしているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○野原副部長兼医療政策室長 委員から御紹介ございました（仮称）地域医療基本法の制定に向けて、県では知事をトップとしてさまざまな取り組みをしているところでございます。事務方、我々のレベルでの取り組みということでございます。この取り組みを進めるに当たっては、同じ志、同じ意見を持つ、特に現場で働いていらっしゃる医療従事者、医療関係者の方々と歩調を合わせて訴えていくということが必要であるというふうに認識をしております。したがって、今年度ですと全国自治体病院協議会——これは全国の県立病院や市町村立病院などが運営している協議会でございます。こちらと連携をするという形で、会長のほうに私が出向きまして御説明をさせていただくとともに、今回の知事の講演という形で連携をとってさせていただいた経緯もございます。

また、国への働きかけということになりますと、事務的なというか、国会のほうでも例えば与党で医師確保について勉強する会がございまして、そちらのほうにも岩手県の取り組みの紹介という形で声をかけていただきまして、私が出向きまして与党の勉強会のほうでも御説明をさせていただいたところでございます。まずは全国自治体病院協議会、そのほか厚生連でありますとか、そういったような公的な病院が集まっているような地域医療を守る病院協議会というのが昨年11月に発足いたしまして、その場にも呼んでいただきまして御説明させていただくとともに、この取り組みにつきましては現場の先生方から大いに賛同をいただいたところでもございますし、連携して取り組んでいこうという形でお声がけもいただいたところでございます。

こういった形で、まずは現場の医療関係者の皆様方と連携をきちっと図りながら、そしてありとあらゆる機会を捉えまして国のほうにも働きかけを行ってまいりたい。加えて政府への予算の提言、要望の中でも、当然ながら提言を差し上げているところでございますが、それ以外のありとあらゆる機会を捉えて要望、提言を行ってまいりたいというふうに考えております。

○千田美津子委員 昨年の9月議会でも一般質問の際に申し上げましたが、東北、北海道の県議会議員の研修会の際にも私のほうから説明して、菅野ひろのり議員も出席をして、東北、北海道はどの道県も医師不足で、とりわけ産婦人科はもっと大変な状況にあるということを知らなかったという方が多くて、岩手県だけではなくてみんなで力を合わせようという話をさせていただいて、いろいろやっけていただいています。大々的な与党の勉強会ということもお話を伺って、すごくいいことだなと思ったのですが、それがもっと広がりを持ったものになって実を結ぶような形に早くできるように、こちらからも連携を強めると同時に、ことしはここまでやるぞとか、具体的なプログラムをつくって、県民の命を守る、そして県立病院がいっぱいあるわけですから、そこに必要なお医者さんを配置する、そういう使命を持っているわけですので、ぜひ私は県民にも見えるし、県外にもきちんと見えるし、国会議員の方々にきちっと理解をしてもらい、そういう取り組みに本当にしてほしいなと思っています。もし何かあったら伺って終わります。

○野原副部長兼医療政策室長 委員からまだまだこれから頑張れということで、これは激

励の言葉として受けとめました。こういう形で議員の先生方のつながりの中でも各県にいろいろ御紹介いただいているというのは我々にとってもありがたいことだと思っておりますし、まだまだ知られていないという部分も確かにございます。一方でことしにかなりマスコミのほうから取材もいただきまして、こちらから売り込んだというよりも、取材もいただきました。岩手県がこのような形で発信しているということは、業界でありますとか、医療のほうの取材をしているマスコミの方々にもかなり浸透してきたのではないかというふうには考えております。

一方で、まだまだこの取り組みはこれからでございますし、また法律制定ということももちろんありますが、実効ある仕組みづくりということも重要ですので、今国のほうでも我々がこれまで提言してきた地方勤務での管理者要件というのを提言してきたのですが、これについては国のほうでも具体的に医療法等改正してこれを盛り込もうという形で今議論が進んでおります。まだまだ実効性はちょっと厳しい、乏しいと思っておりますけれども、我々が提言したことが少しは動いてきているというふうには考えています。これは我々がこれまでさまざまな機関と連携して提言してきた成果の一端ではないかというふうには考えております。

まずはそういった意味で、今後もありとあらゆる機会、関係団体と連携して伝えてまいりたいと思います。

○福井せいじ委員長 関連でちょっと確認したいことがあるので、休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○福井せいじ委員長 再開します。

○木村幸弘委員 国家的な重要な課題の質疑が行われた後で、本当にささいな問題でちょっと質問したいのですが、先月にかけて岩手県障がい者プランの説明会が県内各所で行われました。実はその説明会の開催に当たって、ある障がい者団体の関係者から、開催の設定、会場設営も含めてなののですが、手厳しい御意見をいただきました。ある会場ではエレベーターの設置がないというふうなことで、いわゆるこういう障がい者のプランの説明会を開催するのに、そういう関係の方々などに声をかけられているにもかかわらず、そういった会場設定の仕方に問題はないのかというふうな御意見をいただきました。ネットで調べましたら、県内9会場、奥州会場だけがエレベーターが設置されていないのであらかじめ御了承くださいということがありましたけれども、花巻会場も実はなかったということで、当該部局の中で、まさに障がい者の立場に立ちながらこういった計画を練ってこうというところで取り組む姿勢として、この会場設営一つにもしっかりとした配慮がなされるべきではなかったのかと思ったわけですが、その辺のところについてどういうことだったのか、お話を聞かせたいです。

○高橋参事兼障がい保健福祉課総括課長 障がい者プランの説明会、地域の説明会の会場設営等についての配慮が足りないのではないかと御指摘でございます。

花巻会場で行うに当たり、実はそういうお話を障がい者団体の方からお叱りをいただきおありまして、深く謝罪を申し上げたところでございます。会場設営は、市町村、あるいは広域振興局といろいろ相談させていただきながら進めてきたところですが、ちょっとその点私ども、これはもう本当に至らなかったということではかないというふうに思っております。この場をおかりして、おわび申し上げたいと思います。

ホームページで奥州会場についてはということできせていただいたのは、花巻会場での説明会が終わった後にホームページのほうは修正させていただいたものですから、そういう形で奥州会場についてということ表記をさせていただいたものでございます。

なお、こういった会場の件については至らなかったというふうに反省をしておりますけれども、その間点字の資料を用意したとか、手話通訳の方をお願いしたとか、そういったようなことでは配慮申し上げたのですが、そういった点でまだまだ至らない点があったということでございますので、今後気をつけてまいりたいというふうに考えております。

○木村幸弘委員 　そういうことで、ぜひ十分配慮してほしいのですけれども、ただこの9会場を見ますと全部合同庁舎なのですけれども、例えば施設整備の関係上から言えば、さまざまな公的施設なども市内には当然あるわけですし、合庁に限ってそういう設定をこだわる必要があったのかということもあります。今お話があった手話通訳者の配置についても4会場ですよ。そういった部分で言うと、9会場にはなぜ全体にそういうふうなセッティングができないのか。そういったこととか、しっかりとした対応はもう少し検討されていいのではないかと思います。

あと例えば、事ほどさようにということにもなるかもしれませんが、この障がい者プランの説明会に限らずですけれども、他のさまざまな計画案の策定が進められている状況の中で、やはり同じようにさまざまな説明会が開催されるということになれば、当然そういった部分に十分に配慮が必要だというふうに思います。例えば県土整備とか農林水産の関係での工事の説明というのとは全く違って、本当に一般市民やいろいろな障がいを持った方であるとか、そういった方々が幅広く集まれるような設定の中での対応が必要な内容については、所管の保健福祉部は特にその辺について十分注意する必要があるのだろうと思いますけれども、改めて部長からその点についてお聞きして終わりたいと思います。

○八重樫保健福祉部長 　御指摘いただきました点、障がい者の方々、我々としてはもちろんプランの作成に当たって、そうした皆さんの意見を聞いてというところを考えているわけですけれども、会場の設営等々に当たってそのように配慮が至らなかった点については本当に大変申しわけなく思っております。

今後に限らず、さまざまな協議会等々、障がい者の方々、あるいは意見交換会の中で、本当に皆さんの意見を聞いて、我々も一つずつその施策に生かしていこうということで取り組みをさせていただいておりますけれども、まさにそうした方々の立場にしっかり立ち返って、そうした方々をおもんばかって今後さまざまな意見交換の場であるとか、そういう協議会、会場設営だけではなくて、配慮しながら進めていきたいと考えております。大

変申しわけありませんでした。

○**福井せいじ委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

執行部入れかえのため若干お待ち願います。

この際、医療局長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**大槻医療局長** お礼とそれから御報告をさせていただきたいと思ひまして、お時間を頂戴いたしました。あと10日もいたしますれば3.11から丸8年経過ということになってしまいましたが、本日3月1日でございましたけれども、高田病院が新しい病院のほうで診療を開始するということになりました。これもひとえに常任委員の先生方の御支援あるいは県民の皆さんの御支援、それから全国、全世界の皆さんの御厚情のたまものと考えております。こういった形で非常に立派な建物を建てさせていただきましたので、圏域の基幹病院であります大船渡病院、あるいは地元の陸前高田市とも協力し合いながら、地域医療の充実に職員一丸となって努めてまいりたいと考えております。

今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜るようお願いを申し上げます。御報告とそれから御礼の言葉とさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○**福井せいじ委員長** 次に、医療局関係の議案の審査を行います。議案第78号平成29年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**千葉医療局次長** 平成29年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

議案（その4）の65ページをお開き願います。議案第78号平成29年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第2号）ですが、これは現時点における年間収支の見通しに基づき、予算の過不足を調整しようとするものです。

まず、第2条の業務の予定量についてですが、患者数につきましては患者数の減少などによりまして、年間延べ患者数を入院は123万人、外来は189万2,000人とそれぞれ見込むものです。

第3条の収益的収入及び支出、次の66ページの第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

67ページに参りまして、第5条の債務負債行為につきましては、旧北上病院建物解体に係る事業の進捗に合わせて所要の調整を行うものです。

第6条企業債につきましては、事業費の確定に伴い、所要の調整を行うものです。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第8条の棚卸資産購入限度額につきましては、それぞれ給与費及び材料費等の補正に伴い、所要の調整を行うものです。

それでは、予算に関する説明書の320ページをお開き願います。補正予算の実施計画につきまして御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出についてです。収入ですが、第1款病院事業収益、第1項医業収益、1目入院収益6億1,000万円余の減額は、入院患者数の減少によるものです。

2目外来収益4億2,900万円余の増額は、患者1人1日当たり収益の増加によるものです。

3目その他医業収益3億1,300万円余の増額は、公衆衛生活動収益の増加などによるものです。

第2項医業外収益、2目補助金2億6,800万円余の減額は、救命救急センター運営費補助金の減額などによるものです。

3目負担金交付金1億5,800万円余の減額は、一般会計負担金が減少したことによるものです。

321ページに参りまして、これらにより収入計の補正予定額を2億9,700万円余の減とし、総額を1,045億4,800万円余と見込むものです。

次に、支出ですが、第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費6億3,800万円余の増額は、給与改定などによるものです。

2目材料費2億7,300万円余の減額は、薬品費の減少などによるものです。

3目経費3億2,300万円余の減額は、委託料及び雑費の減少などによるものです。

322ページをお開き願いまして、第3項特別損失1億9,400万円余の減額は、旧北上病院建物解体に係る工事費の減少によるものです。

これらにより支出計の補正予定額を2億2,000万円余の減とし、総額を1,052億6,100万円余と見込むものです。

この結果、補正後の差し引き損益を7億1,200万円余、特別損失を除いた経常損益では8,500万円余の赤字と見込むものです。

続いて、323ページに参りまして、資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入ですが、第1款資本的収入、第1項企業債5億5,300万円の減額及び第5項補助金14億8,600万円余の減額は、事業費の確定に伴う財源の整理等を行うものです。

324ページをお開き願いまして、支出ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目土地費4億2,700万円余の減額及び2目建物費13億1,900万円余の減額は、事業費の確定により所要の調整を行うものです。

なお、326ページ以降の変更予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書等につきましては、ただいま御説明をいたしました予算の補正に伴う変更、あるいは補正内容の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福井せいじ委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○千田美津子委員 1点だけ確認したいのですが、320ページの医業収益、外来収益が1

人1日当たり増加したと。この中身と、それから前年度から比して大体1人1日どのくらいふえているのか、それについてお聞きしたいと思います。

○鈴木医事企画課総括課長 外来収益の増加部分についてでございますが、実は外来におけるがん患者様の高額薬剤の使用がふえておりまして、その部分で単価がアップしているところでございます。1人当たりの単価にしますと、前年度比較で約474円のアップとなっております。

○千田美津子委員 高額薬剤ということは、例えばがんとかそういう感じの部分というふうに確認してよろしいですか。

○鈴木医事企画課総括課長 がん患者様に使われる薬が大変高額なものが出てくるようになりまして、その使用料の増によるものでございます。

○高橋元委員 入院患者数、外来患者数とも減少ということで、今までも減少傾向が継続しているなどというふうに見たのですが、例えばこれから新年度の予算が審査されるわけですが、その辺にはどのようにこの減少のところを見込んで計画を立てましたか。

○小原経営管理課総括課長 まず入院でございますけれども、入院、外来とも最近患者が減少傾向になっているということでございましたけれども、平成30年度当初予算におきましては、入院につきましてはこれから地域包括ケアの病床、病棟とかの導入ですとかで若干ふえるという形で見込んでおります。外来につきましては、やはり人数的には落ちるのではないかとという中で、あと先ほど言いましたように、地域包括ケアの1人当たりの単価を、いわゆる診療単価自体を高めるということで収益の増というような形を見込みたいと思っております。

○高橋元委員 そういうことを含めて各県立病院の収益見込みというのですか、その辺は平成29年度、平成30年度、そう大きな違いはないのか、かなり経営的には厳しくなってきたところがふえているのか、その辺の状況。

○小原経営管理課総括課長 平成29年度、今回の補正予算、最終予算として提案させていただいたものにつきましては、先ほど説明がありましたように経常損益ベースでは予算上は8,500万円の赤字ということで見込んでおります。ただ、この予算の中には予備費ということで1億円を費用の中に積んでおりますので、それは何か緊急事態があったときの場合ということでございますので、それを使わなければ若干の黒字になるのではないかとというような最終予算になっているところです。

一方、平成30年度の予算でございますけれども、先ほど申しましたように、ある程度診療単価のアップ等も見込みまして、増収というようなこともあり、そういう中で大変厳しい、患者の動向とかは厳しいのですが、ある程度の診療単価を上げるというようなことで、ベース的には3億円程度の黒字を見込む予定で提案させていただいております。

その他に今回の2月議会で退職手当の条例の改正がございますので、その関係で費用として支払わなくていい部分ということと、あとは公営企業でございますので、退職金の引き当てを積まなくていいというような部分の影響が5億円程度ございますので、そうする

と先ほど申しました3億円と5億円ちょっとということで、大体9億円くらいの経常損益ベースでは黒字を見込むというような予算で提案をさせていただいているところでございます。

○福井せいじ委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって医療局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。医療局の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。